

# 動物用医薬品等輸入確認願の 提出不要に関するお知らせ(重要)

平素より薬事行政へのご理解とご協力を賜りありがとうございます。

平成29年4月1日に関係通知の改正に伴い、獣医師による一部の輸入においては動物用医薬品等輸入確認願の提出が不要となりました。

**下記を全て満たす場合**であれば当省への確認は不要ですので、貨物の通関時に**税関からお知らせ(はがき)**のあった際には**直接税関担当へ**その旨ご連絡下さい。

- ・**獣医師**による自己の診療のための輸入であること
- ・使用する動物が**対象動物※<sup>1</sup>以外の動物(犬、猫等)**であること
- ・輸入する動物用医薬品等※<sup>2</sup>の数量が**各品目ごとに2つ**(小売事業者が通常店頭等において販売する最小単位で2つ)**以下**であること

このとき、獣医師であることの確認のため、**税関より獣医師免許の提示を求められる場合**がありますので、その際は**獣医師免許の写し**をご提出下さい。

※<sup>1</sup> 牛、馬、豚、鶏、うずら、蜜蜂、食用に供されるために養殖されている水産動物

※<sup>2</sup> 生物学的製剤であって動物用体外診断用医薬品でないもの(ワクチン、血清等)は従前のおり輸入はできません。



なお、今回輸入された動物用医薬品等については以下の点にご留意願います。

- ・国内では、有効性や安全性は未確認(=未承認医薬品)であること
- ・診療上やむを得ない場合以外は、その使用を慎まなければならないものであること
- ・診療目的のみに使用すること
- ・使用に係る一切の責任は輸入者が負うこと
- ・他者に販売・授与を行わないこと(※)

※ 違反した場合、**3年以下の懲役** もしくは **300万円以下の罰金**に処される可能性がございます。

- ・当該動物用医薬品等に係る受払(使用)に関する**記録を作成し**、輸入日から**3年間保存**すること(※)

※ 国や都道府県の薬事監視員による輸入された動物用医薬品等の使用状況調査が行われる場合があります。



農林水産省 消費・安全局  
畜水産安全管理課 薬事監視指導班長